

滝川市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務仕様書

2025年(令和7年)4月

滝川市議会事務局

1 目的

タブレット端末を利用したペーパーレス会議システムを導入及び運用することにより、本市議会の機能強化、情報伝達の迅速化及び経費削減等を図り、より効率的かつ円滑に議会運営を行う体制を構築することを目的とする。

2 業務名

滝川市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務(以下「本業務」という。)

3 契約期間

2025年(令和7年)10月1日から2029年(令和11年)9月30日まで

※契約締結日から2025年9月30日までの間については、2025年10月1日から業務を開始するための準備期間とし、その間における滝川市の債務は発生しないものとする。

※本市が別途調達するタブレット端末の納期が遅延する場合は、契約期間を変更できるものとする。

※本業務に係る費用は、運用開始日から発生するものとし、運用開始日は、本市が別途調達するタブレット端末の納品状況により、発注者と受注者が別途協議して決定する。

※本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、当該契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳出予算において減額又は削除があった場合、市は、本契約を変更し、又は解除することができる。

4 業務内容

(1) システムの基本的事項

- ア 提案するシステムは、国内にIDC(インターネット・データ・センター)を設置するクラウド型のサービスとし、5GB以上のデータを保存することができる容量を確保すること。なお、容量を追加する場合の対応可能な単位及びその費用を企画提案書(別記第4号様式及び任意様式)に記載すること。
- イ システム上に登録した会議資料は、タブレット及び通信回線を利用し、いつでも閲覧することができるシステムであること。
- ウ システムに求める機能は、滝川市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務システム機能要件確認書(別記第5号様式)のとおりとすること。なお、代替手法等により対応可能な場合は、具体的な代替手法等を明示すること。
- エ 契約期間中において、本システムのバージョンアップがある場合は、オプション対応となるものを除き、随時、無償で最新版を提供すること。

(2) 初期設定の実施

- ア 本市が別途調達するタブレット端末(20台)へアプリケーションのインストール等の初期設定を行うこと。また、Webブラウザを通じてパソコンから管理者システムへアクセスが可能な状態とすること。
- イ その他、初期設定に必要な事項は本市と協議の上決定し、設定すること。
- ウ クライアントライセンスは、20IDを利用可能とし、同時に利用しても支障がないこと。また、利用者の変更に柔軟に対応可能であること。

(3) 操作マニュアルの作成及び操作研修の実施

- ア 本システムの操作マニュアルを、21部(議員用16部、事務局用5部)作成し、PDFデータを合わせて提供すること。なお、マニュアルの記載に沿って操作をすれば、支障なく簡単に本システムを利用できる内容とすること。
- イ 本システムの管理に必要な作業手順その他必要な事項を記載したマニュアルを5部作成

し、PDFデータを合わせて提供すること。

- ウ 導入初年度及び令和9年度(改選期)において、本市の要請に基づき、それぞれ利用者向け操作研修を各1回以上及び管理者向け操作研修を各1回以上実施すること。日程は、運用開始日以降とし、本市と協議して決定する。また、随時の問合せにも適宜対応すること。

(4) 運用保守及びセキュリティの提供

- ア 受注者は、ペーパーレス会議システムの安定的な運用に向け、第三者等による不正アクセスや情報漏えいの防止、ウイルス駆除などのセキュリティ対策のほか、火災や地震、システム障害発生などの緊急時の対策として、速やかに復旧可能なバックアップ体制を構築するなどの必要な対策を講じること。
- イ 電話及びメールでの問合せに応じるサポート窓口を設置し、原則として、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで対応すること。ただし、緊急事態が発生した場合には、営業時間外であっても対応できる体制とすること。
- ウ 不具合、障害が発生した場合は、原因と対策を速やかに報告し、発注者と協議の上、直ちに復旧作業を実施すること。
- エ 計画的なシステム停止が生じる場合は、事前に発注者へ連絡すること。
- オ データ通信は、暗号化技術を用いて実施すること。
- カ システム操作ログを取得することができ、必要に応じて本市に提供可能であること。

5 本業務に係る費用の支払

受注者は、当該年度分の契約金額を各年4月30日(令和7年度分については、システムの利用を開始した月の翌月の末日)までに発注者に請求するものとし、発注者は、受注者から適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。

なお、本市が別途調達するタブレット端末の納品状況によって、利用開始月を変更することができるものとし、この場合の契約金額は、利用を開始した月分から発生するものとする。

6 本業務に係る業務完了届の提出

受注者は、当該年度における業務が完了したときは、業務完了届を発注者に提出するものとする。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、本市と十分に協議を行い、滝川市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (2) 本業務の実施にあたり知り得た一切の情報は、本業務でのみ使用し、本市の同意なく第三者に開示してはならない。なお、本業務終了後においても同様とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項等については、その都度発注者と受注者が協議の上、誠意をもって速やかに解決すること。
- (4) 本市が別途調達するタブレット端末の納品状況により、スケジュールが変更となる場合は、別途協議の上、決定する。

本市導入予定のタブレット端末の仕様

分 類	区 分	仕 様
本体	筐体	タブレット型(Wi-Fi+Cellularモデル)
	CPU	Apple M2チップと同等以上
	ストレージ	128GB以上(内蔵タイプ)
	重量	630g以下
ディスプレイ	入力方式	指又は専用ペンで直接画面に触れて操作可能
	画面サイズ	13インチ以上
	解像度	2,732×2,048ピクセル解像度/264ppiと同等以上
通信機能		4G/LTE及び5G対応
カメラ機能		12MP広角カメラ、f/1.8絞り値と同等以上
基本OS		iPadOS17同等以上
インタフェース(無線LAN)		2x2MIMO対応Wi-Fi6E(802.11ax)対応 Bluetooth5.3以上対応

参考機種
13インチ iPad Air